



一般財団法人 大学教育質保証・評価センター

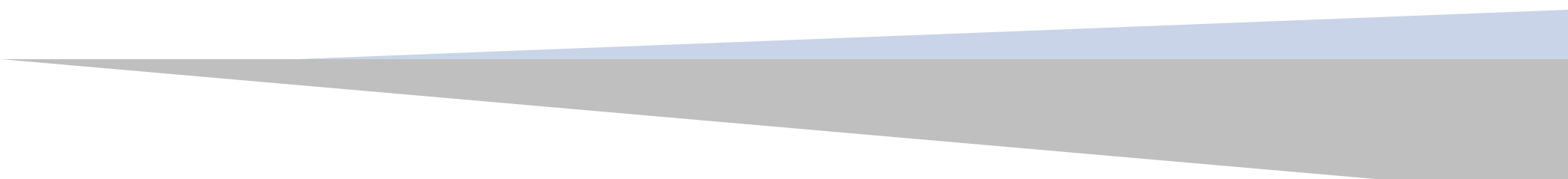
Japan Association for Quality of University Education

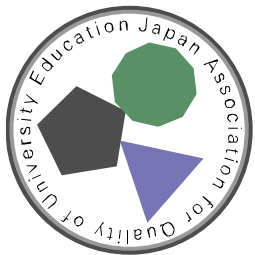
100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビル B106 TEL: 03-6205-8101 E-mail: daihyo@jaque.or.jp

2023年度大学機関別認証評価実務説明会 (2024年度以降に受審を希望する大学向け)

2023年6月29日

本日のプログラム

1. 挨拶
 2. 本センターが行う
 認証評価に関する考え方
 3. 評価のために大学が準備すべきこと
 4. 質疑応答
- 



一般財団法人 大学教育質保証・評価センター

Japan Association for Quality of University Education

100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビル B106 TEL: 03-6205-8101 E-mail: daihyo@jaque.or.jp

1. 本センターが行う 認証評価に関する考え方

認証評価制度の概要 歴史的な重要事項

■制度整備（新自由主義、市場原理、NPM）

- 1991年 大学設置基準の大綱化・自己点検評価の努力義務化
- 1999年 自己点検評価の義務化、外部評価の努力義務化
- 2004年 認証評価制度の導入
大学法人制度の導入

■機能充実（大学の多様化、学生目線・地域目線）

- 2006年 教育基本法改正（社会貢献の明示）
- 2011年 教育情報公表の義務化

■システム改革（大学ガバナンス）

- 2014年 「大学のガバナンス改革の推進について」
- 2020年 教学マネジメント指針（3ポリシー、教学IR、情報公表）

「認証評価」とは

文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）が、大学、短期大学、高等専門学校及び専門職大学院の教育研究活動等の状況について、各認証評価機関が定める評価基準に基づき行う評価。大学等は政令で定められた期間ごとにいずれかの認証評価機関を自ら選択して認証評価を受けることが義務付けられている。

認証評価の法的根拠・学校教育法

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（教育研究等）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けるものとする。（後略）

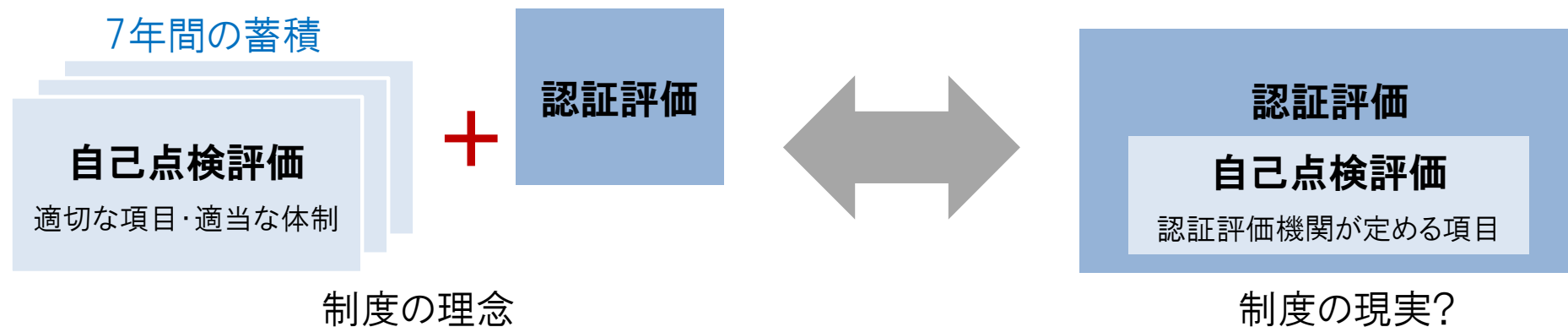
学校教育法施行規則 第166条 大学は、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（教育研究等）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けものとする。（後略）

学校教育法施行規則

第166条 大学は、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。



認証評価機関

■ 認証評価機関(大学機関別認証評価)

1. 大学基準協会 2004年(平成16年)8月31日認証

2. 大学改革支援・学位授与機構

2005年(平成17年)1月14日認証

3. 日本高等教育評価機構 2005年(平成17年)7月12日認証

4. 大学教育質保証・評価センター

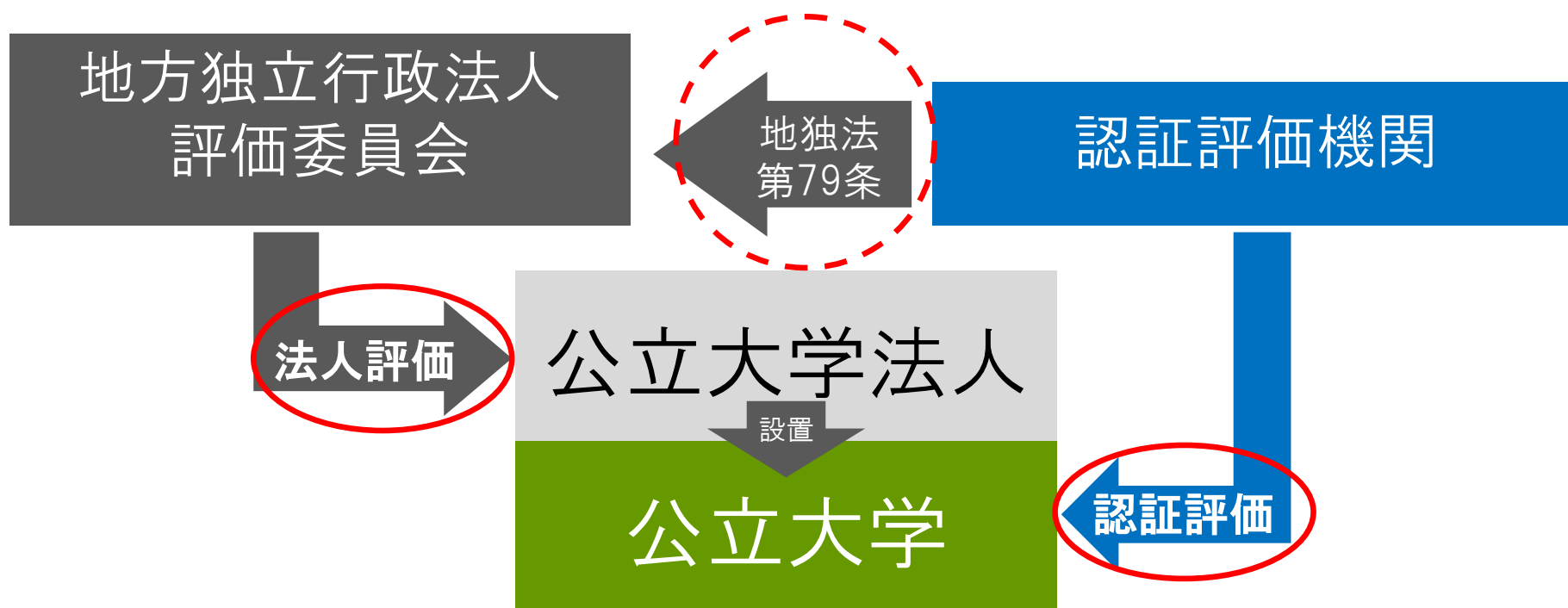
2019年(令和元年)8月21日認証

5. 大学・短期大学基準協会 2020年(令和2年)3月30日認証

公立大学における二つの評価制度

地方独立行政法人法(2003年)

第79条 …… 認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。



地方独立行政法人法

学校教育法

認証評価と法人評価の違い

	法人評価	認証評価
英語	Evaluation	Accreditation
手法	達成度評価	基準評価
結果	成果	法令適合
対象	パフォーマンス	システム(PDCA)
	定量的	定性的(もともと・・・)
	計測値の比較	目的適合性
	投資の妥当性	取り組みの整合性

最近の認証評価では内部質保証が重視

内部質保証(IQA: Internal Quality Assurance)

内部質保証のシステムを評価 → PDCA評価

第3巡目の認証評価で重視している内部質保証

- ・大学改革に向けたガバナンスが機能しているか
- ・教学マネジメント(3ポリシーの一貫性、学習(学修)成果の可視化)にもとづく教育の質向上が行われているか
- ・学生の成長を促すしくみの改善がなされているか
- ・人材育成としてのFD/SD等が機能しているか

内部質保証とは

「内部質保証(IQA: Internal Quality Assurance)」とは、

大学等が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、それによってその質を自ら保証すること。

教育の内部質保証とは、大学等の教育研究活動の質や学生の学習成果の水準等を自ら継続的に保証することをいう。それぞれの教育課程の編成・実施に責任を持つ組織が、当該課程における教育研究への取組状況や、学生が身に付けるべき能力や課程における学修成果等を分析・評価して改善に活かすとともに、大学等が各教育課程におけるこうした取組みを把握し、総体として改革・改善の仕組みが機能していること、およびそれによって、教育研究の質が確保されていることを保証する責任を有する。

内部質保証活動の評価

「内部質保証」とは、大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことを指す。



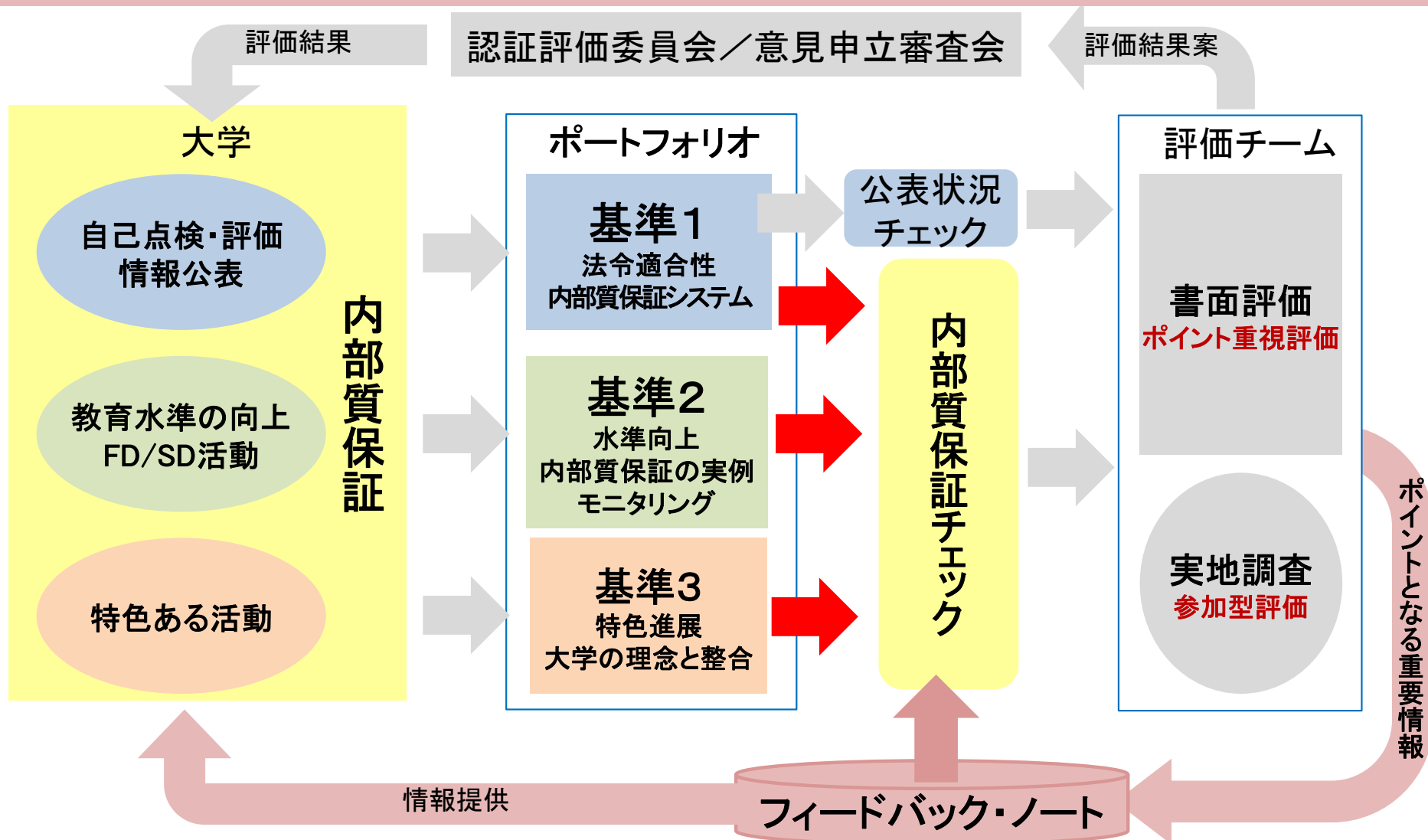
当初は、内部質保証のシステムを評価
成果(パフォーマンス)で評価することは難しい

内部質保証システムのチェックポイント

- ① 全学的な方針・手続の定め（規定）があるか。
- ② 内部質保証の推進に責任は誰が担うか。それが明確か。
全学的な体制とプロセス、メンバー構成（組織図・規程に明記）
- ③ 基準1・基準2・基準3の各事項において動いている内部質保証システムは機能しているか。システムの改善に至っているか。
- ④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動等の公表、内部質保証システムそのものを自己点検評価するしくみはあるか。

評価センターにおける内部質保証の評価は

すべての基準で、総合的に行う



公立大学協会による認証評価機関設立の経緯

- 2010年度
- 機構の認証評価の事業仕分けへの対応
 - 総会に認証評価機関幹部を招きテーマ討論
- 2012
- 公立大学の質保証に関する特別委員会を設置
- 新たな評価機関の発足も念頭に検討開始
- 2013
- 公立大学政策・評価研究センターに改組
- 大学評価ワークショップの試行実施
- 2014
- 3年間かけて5大学で実施
 - 大学支援、研修としての有効性を確認
 - **公立大学法人評価に関する調査研究**
- 2015
- 文部科学省の委託調査として実施
 - 法人評価の多様な状況を確認
- 2016
- 公立大学改革支援・評価研究センターに改組
- 大学改革支援の実施
- **大学評価ワークショップの実施**
 - 大学運営教職員研修の実施
- 2017
- 新たな認証評価機関の検討・設立準備
- 制度発足時の理念に立ち戻り検討
 - 2018年3月 認証評価機関の認証申請
- 2018
- 一般財団法人へ改組・名称変更
- 2019
- 8月21日認証評価機関として認証



【得られた知見】

公立大学法人評価の3つの実質化

- 1) 地方自治の精神がもたらす実質化
- 2) 公立大学の自律性がもたらす実質化
- 3) 対話がもたらす実質化



岡山県立大学など6大学で実施。
平成28年度の認証評価における活用



大学教育質保証・評価センターの評価の理念と特徴

新たな認証評価機関として、制度制定時の理念に立ち戻る

…大学の理念や特色は多様であるため、各々の評価機関が個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにすることが重要である。

中央教育審議会（2002）「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（答申）第3章2(2)より

社会から見て信頼性の高い評価

- ① **大学の情報公表の徹底**
評価受審の前提としての情報公表
- ② **評価の全体像の見える化**
簡潔な様式(ポートフォリオ)の採用
- ③ **外部の視点の尊重**
学生、自治体、地域関係者の参画

関係者にとって妥当性の高い評価

- ① **問題となるポイントの探索**
評価経験からのフィードバックを蓄積
- ② **異なる評価制度との連携**
評価の連携による言わば「三角測量」
- ③ **大学のマネジメントに貢献**
大学の問題意識に即して指摘

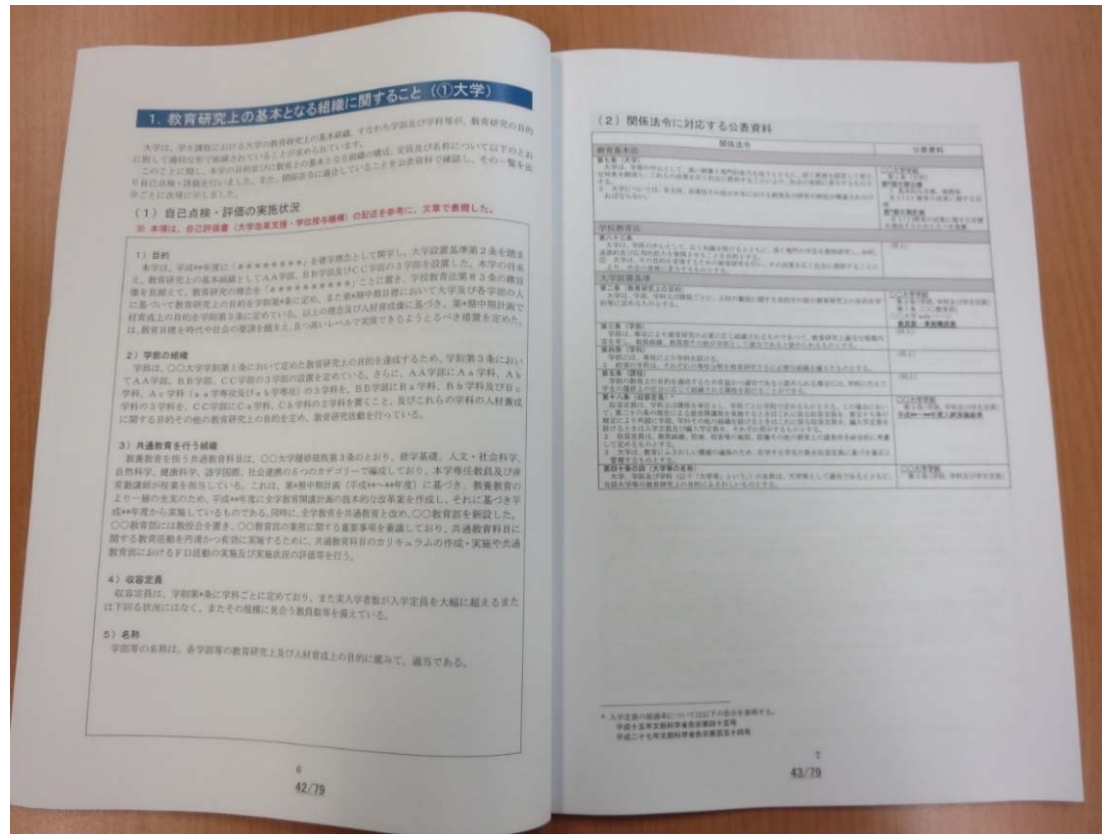
説明責任と改善の両立を図ることを目指す

大学教育質保証・評価センターの認証評価

大学教育質保証・評価センターによる評価の特徴

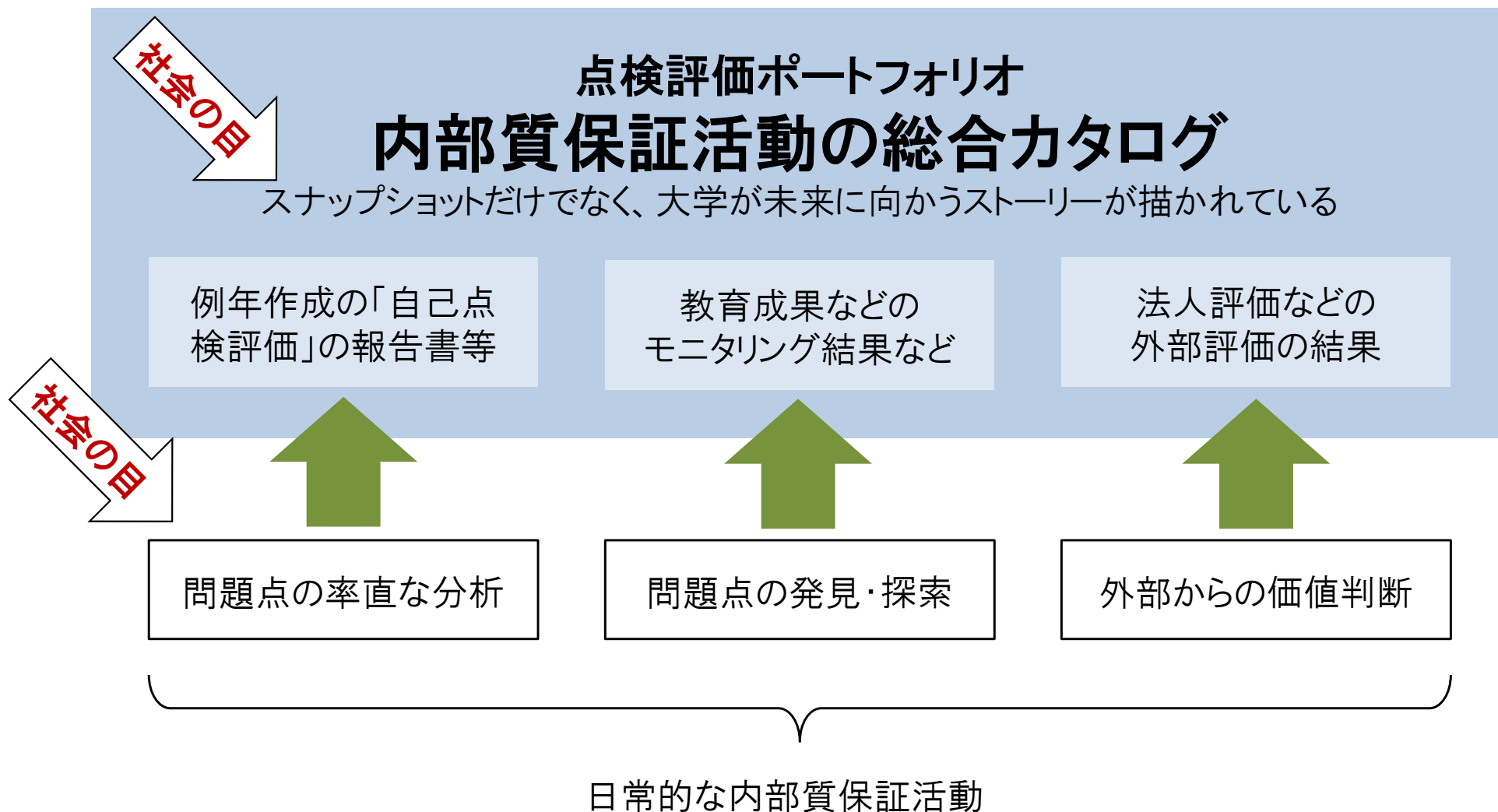
- 3つの評価基準
- 点検評価ポートフォリオ
- 評価審査会

点検評価レポートフォリオ



情報公表を前提とした簡潔な自己評価(メタ評価)

▶ なぜポートフォリオなのか



日常的な内部質保証活動を欠いたままでは、点検評価ポートフォリオを作成できない。

大学教育質保証・評価センターの大学評価基準

▶ 3つの評価基準

▶ 基準1：法令順守のチェック

10の評価項目

▶ 基準2：水準向上の評価

継続的なモニタリング活動など

内部質保証が機能している事例の説明

▶ 基準3：大学の特色評価

大学の目的・理念に基づく活動

ステークホルダー参加のワークショップ



基準1 法令適合の評価（基盤評価）

基準1（法令適合性の評価）

大学設置基準等より低下した状態になっていないかを評価する（設置基準第1条第3項）

「細目省令」に定められていた事項（10項目）について評価する

基準1 法令適合性

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- ロ 教員組織に関すること。
- ハ 教育課程に関すること。
- ニ 施設及び設備に関すること。
- ホ 事務組織に関すること。
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
- リ 財務に関すること。
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

基準2 教育・研究の水準向上

基準2（水準向上の評価）

大学が、その水準の向上を図ることに努めているかを評価する

（設置基準第1条第3項）

大学の教育研究の水準を向上させる取組み

- ・情報を組織的、継続的に収集、分析しているか
- ・モニタリングを行っているか
- ・内部質保証システムが機能していることを事例を使って説明しているか

基準2の評価例

- ・内部質保証システム(PDCA)を機能させていることを、事例を使って説明する例
- ・モニタリングを行って水準向上を図っているか

例えば、授業評価アンケートの場合……

○授業評価アンケートを行うこととなった背景と企画 [P]

- ・「毎年やっているから」という理由だけ？
- ・どのような水準を向上を考えて企画した？ 規程はある？
- ・学生の授業外学習時間が足りない？ 施設に不十分な点ないか？

○どこが主体となって実施しているか [D]

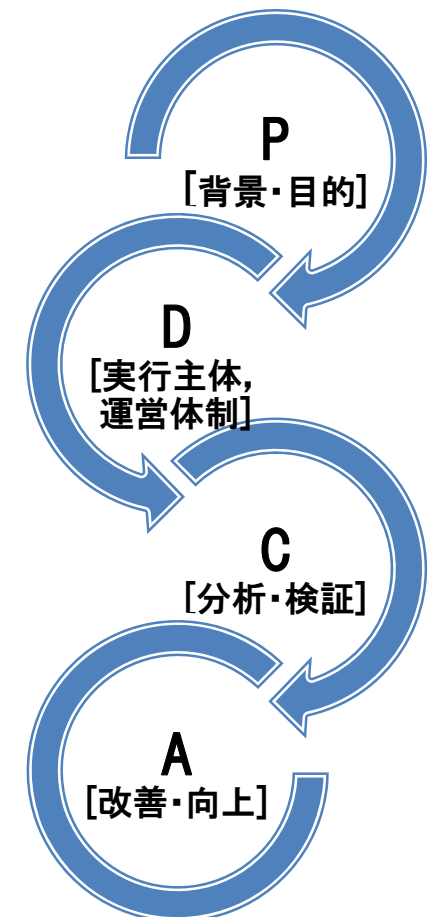
- ・教務委員会、内部質保証推進委員会？

○継続的に取られたデータを分析して得られた結果？ [C]

- ・状況が好転しているのか、悪化していないかをチェックしている どこで？

○分析の結果、どのように教育や大学運営の改善したか？ [A]

- ・状況が好転(悪化)している場合はどこで議論して、どのような手を打つことで「水準向上」に結び付けたか、あるいは今後の予定なのか



基準3 大学の特色進展

基準3 (特色進展の評価)

大学における特色ある教育研究の進展に資する観点から評価する

(学校教育法110条第2項
細目省令第1条第2項第2号)

大学が行う特色ある教育研究の取組み

- ・大学の目的・理念に適合した取組みか
- ・組織的に行っているか
- ・評価審査会(ステークホルダ参加のワークショップ型意見交換)に適しているか

基準3の評価

大学は、・・・特色ある教育研究を展開していくことが求められる（中教審答申）

大学が行う特色ある教育研究の取組み

- ・取組みが大学の理念・ポリシーに適合しているか
- ・組織的に行っているか

大学のアピールポイントである特色ある教育研究の取組み

地域貢献、国際化、学生支援……

ステークホルダー参加型評価（評価審査会）を視野に……

1) 自己分析活動
の状況

1) 特徴No.1

2) 特徴No.2



5) 特徴No.5

基準3 評価審査会

基準3 に記述した取組みから
ステークホルダー参加の「評価審査会」を実施

ワークショップ型の 意見交換会



- 大学の特色ある試みに関するプレゼンテーション
- 教職員、学生、設置団体職員、住民などの参加
- ディスカッション、意見交換